

免震材料及び制振部材に関する外部有識者委員会 報告書 骨子

1. 外部有識者委員会の設置趣旨

○免震材料・制振部材の不正事案の発覚を受け、各社における不正事案の原因究明結果の検証を行うとともに、再発防止策について専門的見地から検討。

■委員名簿（敬称略、各委員の役職は当時のもの。）

委員長	深尾 精一	首都大学東京名誉教授
副委員長	北村 春幸	東京理科大学副学長（理工学部建築学科教授）
委員	大森 文彦	東洋大学教授・弁護士
委員	清家 剛	東京大学大学院准教授
委員	奥田 泰雄	国立研究開発法人建築研究所構造研究グループ長
（事務局）	国土交通省住宅局	

■開催経緯

第1回	平成30年11月9日
第2回	平成30年12月27日
第3回	平成31年2月19日
第4回	平成31年3月27日

2. 不正事案の概要

○ KYB(株)及びカヤバシステムマシナリー(株)が製造した免震・制振オイルダンパーについて、以下の事案が判明。

- ・ オイルダンパーの減衰力性能の基準値からの乖離値が、大臣認定又は顧客との契約において許容される範囲を超過
- ・ 大臣認定又は顧客との契約に適合しない乖離値の製品について、検査データを大臣認定等において許容されている値に書き換え出荷

	大臣認定不適合	顧客契約不適合	不明（調査中）	合計
免震ダンパー	246件	371件	241件	858件
制振ダンパー	-	30件	110件	140件
合計	246件	401件	351件	998件

- ・ このほか、大臣認定と異なる材質のピストン及びパッキン、塗料を使用 (H31.3.26時点)

<構造安全性の検証、交換等の状況> (H31.3.26時点)

- ・ 構造安全性の検証 対象998件のうち、竣工前物件や、付加的に制振部材を設置した物件である等のため、164件については構造安全性の検証が不要となる。残り834件のうち、設計事務所に依頼済797件(96%)、設計事務所による検証済699件(84%)、第三者機関の確認済585件(70%)
- ・ 交換等 対象998件のうち、交換開始101件(10%)、完了38件(4%)

※ 光陽精機(株)が製造し、(株)川金コアテックが出荷(一部は光陽精機(株)が出荷)する免震・制振用オイルダンパー等においても、減衰力性能が顧客との契約範囲を超えて乖離した製品が、検査データを書き換えて出荷される事案も判明。

3. 各社における調査の検証、国土交通省における調査を踏まえた発生原因の分析と課題

○ KYB(株)が依頼した外部調査委員会の報告を検証するとともに、国土交通省による調査を踏まえ、不正事案の発生原因及び課題を整理。

- ・ 社内の規範意識の欠如、社内のチェック体制の不備など、不正が生まれやすい環境であった。
- ・ 検査データの保存や検査機の管理の不備等への対策が必要。現行制度の認定基準や、発注者によるチェック方法に課題。

4. 再発防止策の概要

- 免震材料に係る検査データの保存及び改ざん防止措置等、大臣認定制度の見直し
- 不正事案に係る各事業者における再発防止策及び不適合品の交換等の確実な実施

外部有識者委員会の提言(抜粋) 1. 大臣認定制度における再発防止策等

1. 大臣認定制度における再発防止策等

(1) 実態調査結果を踏まえ、既に講じた対策

- 免震材料に係るすべての既認定事業者に対し、検査データの保存・改ざん防止に向けた取組を要請。
- 大臣認定に係る現行基準で求める品質管理体制となっていない事業者に対しサンプル調査を実施し、要改善事項の指摘と改善を要請。

(2) 今後講ずべき対策

① 免震材料の大臣認定制度等の見直し

i) 検査データの保存及び改ざん防止措置の徹底(認定の審査基準化)

- 品質管理の基準上、検査時の入力値、設定値、最終結果を得るに至った過程を含む記録等、結果の信頼性・正確性を確認するため必要なものを保存すべき検査データとして明確化し、性能評価時に検査データの保存・改ざん防止措置を審査。
- 新規に認定を取得する事業者に対しては、既認定も含めて、新基準に適合した品質管理となっているか確認。
- ※ 事業者の取組状況を踏まえ施行。また、施行前でも新基準に適合している場合にはその旨を認定書上、明確化。

● 一連のデータの保存により、iv)発注者等によるチェック、v)サンプル調査において、検査データと検査成績書の突合により改ざん有無を確認可能。

ii) 既認定品への適用

- 新たな基準による認定を取得しない既認定事業者についても、検査データ保存・改ざん防止措置に取り組むよう指導。一定時期以降に免震材料を出荷する事業者には、品質管理に関して新たな基準を適用。

● 全ての免震材料について、検査データ保存・改ざん防止を徹底

iii) 認定する仕様の範囲の合理化

- 認定する仕様の範囲については、性能や品質への影響が大きい項目※に基本的に限定することとし、その他の項目については合理化。
(今後、指定性能評価機関の協力を得て再整理) (※ 部品構成、寸法、主要な性能値、品質管理体制等)

iv) 発注者等によるチェックの推進

- 製造事業者に対し、発注者又は発注者が指定する第三者による出荷検査への立会い※¹や、検査データと検査成績書の突合によるチェックにより、性能確認を受けることを原則とし※²、発注者等によるチェックへの対応方針が社内規格等で定められていることを、性能評価時に審査。

※¹ 効果的なチェックのため、要点を整理したチェック手順等の情報を提供。(データ保存状況の監査、試験体の選定、検査データと検査成績書の突合による確認等)

※² 認定・認証の取消しを受けたり、不正行為を行った事業者に対しては、再発防止策の適切な実施が確認されるまでの間、第三者立会を一律に指導。

v) 国による補完的なチェックの強化

- 国のサンプル調査については、年間の対象を増やすとともに、内容の充実を図る。

● iv)の発注者等によるチェック、v)のサンプル調査により、認定後における適切な品質管理を確保

外部有識者委員会の提言(抜粋) 2. 不正事案に係る事業者への今後の対応

1. 大臣認定制度における再発防止策等(つづき)

(2) 今後講ずべき対策(つづき)

② 制振部材の品質確保

- 構造計算において制振部材の効果を見込む場合、組立時の性能ばらつきが想定されるオイルダンパー等について、データの保存・改ざん防止措置や発注者等によるチェックを免震材料に準じて原則として行うこととし、建築物の認定に係る性能評価時に実施方針を確認。

2. 不正事案に係る事業者への今後の対応

(1) 各事業者における再発防止の徹底

- 効果的な人事ローテーションの実施、生産能力に見合った受注などの事業運営、情報共有、検査体制の改善・不正防止措置の導入等の再発防止策を各事業者において徹底して確実に実施する必要。
- 再発防止策の実施状況については、各事業者から外部に対し継続的に情報提供される必要。
- 国土交通省においては、各事業者において適切な人事、事業運営、品質管理等が図られるよう、事業者からの報告や立ち入り検査の実施等を通じ、しっかりと監視すべき。

(2) 今後のダンパー交換、出荷時検査の確実な実施

- 各事業者に対する指定性能評価機関等による出荷時検査への全数立会いは当面継続。
各事業者におけるデータ保存や改ざん防止措置が適切かつ継続的に実施されていることが確認された段階で、発注者等によるチェックや国によるサンプル調査の実施に移行。
- 不適合品の今後の交換等にあたっては、国土交通省から既になされた指示を踏まえ、各社が責任を持ち、最後の1棟、1本まで速やかに遂行するという姿勢に基づき、所有者等との調整を加速させ、可及的速やかに行う必要。取組状況については継続的に公表されるべき。
- 国土交通省においては、各事業者による交換等の取組みが確実に実施されるよう継続的に監視すべき。